

### 避難施設 凡例

避難所	名称			所在地	地震	風水害
	地震・風水害	地震のみ	風水害のみ			
第1次避難所	8	38	39	黒岩地区交流センター	○	○
第2次避難所	29	40	41	東陵中学校	○	○
第1次避難所	42			新田休養センター	○	○

災害発生時に市が最初に開設する避難所

避難者が多数となり、第1次避難所では収容しきれなくなった際に追加で開設する避難所

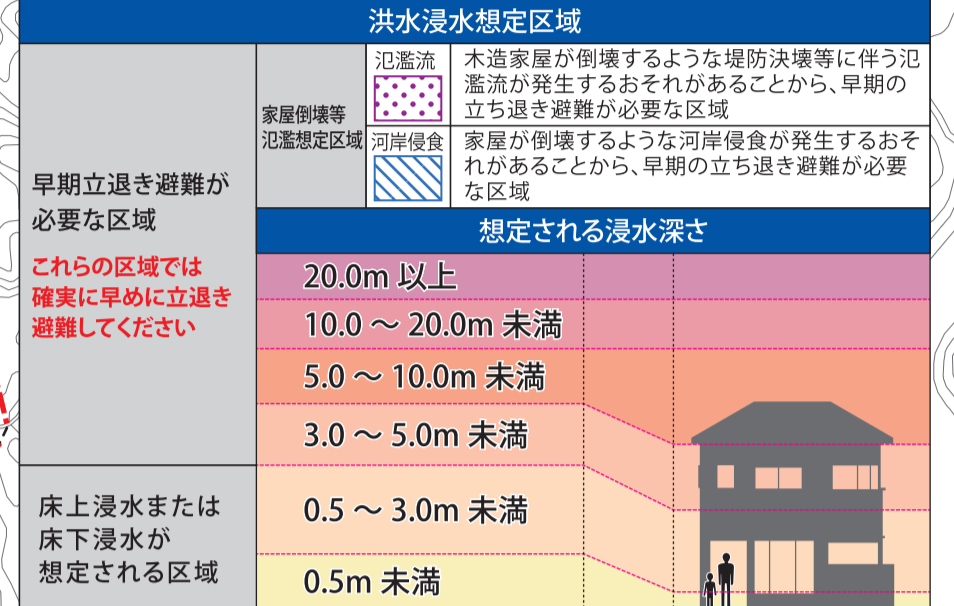
### 口内地区

避難所	名称	所在地	地震	風水害
第1次	8	黒岩地区交流センター	○	○
第1次	9	口内地区交流センター	○	○
第2次	29	東陵中学校	○	×
第2次	38	黒岩鬼剣舞道場	○	○
第2次	39	正洞寺	×	○
第2次	40	口内保育園	○	○
第2次	41	正行寺	○	○
第2次	42	新田休養センター	○	○
第2次	43	黒岩スポーツ交流館	○	○

※風水害時の第1次避難所は、必ずしも全ての避難所を開設するものではありません。

### 凡例

凡例	例
浸水深 10~20m未満	[Red box]
5.0~10m未満	[Orange box]
3.0~5.0m未満	[Light orange box]
0.5~3.0m未満	[Yellow box]
0.5m未満	[Light yellow box]
浸水実績	[Blue wavy lines]
堤防	[Blue line]
行政区界	[Black dashed line]
市町村界	[Red dashed line]



### 土砂災害 凡例

特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地)
警戒区域	土砂災害警戒区域 (急傾斜地)
特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域 (土石流)
警戒区域	土砂災害警戒区域 (土石流)
特別警戒区域	地すべり起こす範囲

土砂災害警戒区域  
土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域  
土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

